

申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて（株）住宅性能評価センターをご利用いただき誠に有難う御座います。審査及び検査に関するお知らせをさせていただきます。

=====**お知らせ**=====

令和 4 年 4 月 1 日 の 適合証明書（フラット 35）申請の変更事項について

適合証明書（フラット 35）の申請に関する変更事項の一部をお知らせいたします。  
（新築一戸建て住宅のみを抜粋）

主な変更点

- 1. 書式の変更
- 2. 新たな金利引き下げ制度について（【フラット 35】維持保全型）

変更内容の説明

- 1. 書式の変更種別

設計検査申請書（第一面～第二面）【一戸建て等用】

各種設計内容説明書

中間現場検査申請書（第一面～第二面）【一戸建て等用】

竣工現場検査申請書・適合証明申請書【一戸建て等用】

工事内容確認チェックシート

適合証明書（弊社発行書類）

- 2. 書式の変更概要

【フラット 35】維持保全型の追加に伴い、申請書第二面のフラット 35S の適用欄にチェック項目が追加になりました。

各種検査申請の受理日が令和 4 年 4 月 1 日より適用になります。（弊社では本受付日）

ただし、維持保全型を利用しない場合は令和 4 年 9 月 30 日までは旧書式の利用も可能です。

工 法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.アヘアブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.アヘアブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.アヘアブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等			
獲得承認住宅 (設計登録タイプ)の場合 会社名( ) 承認番号( )	省エネルギー基準適合仕様シートの有無 <input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無			
フラット35S又は フラット35維持保全型の 適用の有無	フラット35S	<input type="checkbox"/> 1.有	<input type="checkbox"/> 2.無	
	フラット35維持保全型	<input type="checkbox"/> 1.有	<input type="checkbox"/> 2.無	
上記で「1.有」を選択した場合のみ以下を記入してください。				
<input type="checkbox"/> 申請住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれないことを確認した。 注) レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。				
フラット35S 適用基準	金利B プラン	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性	<input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 2.建築物エネルギー消費性能基準	
		<input type="checkbox"/> 2.耐震性	<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)	
		<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	
		<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性	劣化対策等級3以上等※2	
	金利A プラン	<input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性	<input type="checkbox"/> 1.住宅事業建築主基準 <input type="checkbox"/> 2.認定低炭素住宅※3 <input type="checkbox"/> 3.一次エネルギー消費量等級5以上 <input type="checkbox"/> 4.性能向上計画認定住宅※4	
		<input type="checkbox"/> 6.耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3	
		<input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級4等※2	
		<input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性	長期優良住宅	
フラット35維持保全型適用基準		<input type="checkbox"/> 長期優良住宅		

### 3.【フラット35】維持保全型

令和4年4月より【フラット35】維持保全型制度を新設し、フラット35（新築）及び（中古）において、それぞれの基準に適合する住宅の金利引き下げが実施される予定です。

= 適用基準 =

新築の場合は『長期優良住宅』の取得が必要です。

長期優良住宅は、【フラット35】S（金利Aプラン）の耐久性・可変性に位置付けられていますが、【フラット35】維持保全型の基準としても位置付けられ、それぞれの区分において金利引き下げが適用されます。

既存住宅市場を活性化するため、維持保全・維持管理・既存流通に資する住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】維持保全型を創設します。\*

※ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の新築住宅は金利引下げの対象外です。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅 （【フラット35】の借入金利から）
【フラット35】維持保全型	当初5年間	年▲0.25%

#### ■【フラット35】維持保全型の利用条件

次の①～⑥のいずれかに該当する住宅であること。

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| ①管理計画認定マンション | ④インスペクション実施住宅（劣化事象等がないこと） |
| ②予備認定マンション   | ⑤既存住宅売買瑕疵保険付保住宅           |
| ③長期優良住宅      | ⑥安心R住宅                    |

R4.3.3現在 未確定のため予定です。

= 適用時期 =

令和4年4月1日以降に「適合証明検査（竣工現場検査）」の申請を行う住宅に適用されます。

以上